

令和元年度行政評価(平成30年度事業実施分)の反映結果について

I はじめに

足立区では、行政評価の客観性を高め、区政の透明化と区政経営の改革・改善を進めることを目指し、平成17年度より公募による区民委員と学識経験者からなる足立区区民評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置しました。

今年度の評価委員会では、区長から諮問を受けた「重点プロジェクト事業」に該当する57事業と一般事務事業のうち11事業について、詳細な評価を行い、令和元年9月に「足立区区民評価委員会報告書」をまとめました。

この度、この報告書の中で出された「重点プロジェクト事業に関する提言」や「一般事務事業に関する評価意見」に対する区の考え方・取組み、各事業単位の評価に対する反映結果をまとめましたので、お知らせします。

区は今後も引き続き、行政評価制度を活用し、区政経営の改革・改善に取り組んでいきます。

II 「重点プロジェクト事業に関する提言」と「一般事務事業に関する評価意見」に対する区の考え方・取組み

1 「重点プロジェクト事業に関する提言」に対する区の考え方・取組み

重点プロジェクト事業について、各分科会からの提言(概要)とそれに対する区の考え方・取組みは、以下のとおりです。

(1) ひと分科会からの提言(概要)

ア ヒアリング時の説明の工夫【提言1】

視覚的資料を用いた分かりやすいプレゼンテーションの依頼を毎年全体会議でもお願いしていたが、20事業すべてにおいてなされていなかった。区民に分かりやすく伝えるという姿勢は、区民代表である区民評価委員に伝えるときにも同じ姿勢が必要となるのではないだろうかという疑問が生じてしまった。学校内や施設内の様子が分かるスナップ写真を数枚用意していただくだけでも委員のイメージが膨らみ理解が進む。

また、参考資料がある場合は、ヒアリング終了後にお持ちいただくのではなく、ヒアリングのときに配布していただくと理解しやすい。聞き手の目線に立った配慮をお願いしたい。

⇒【提言1】に対する区の方考え方・取組み

限られた時間の中で、区民評価委員に事業を把握してもらうためには、対象事業に関する写真やパンフレットを用いるなど、わかりやすいプレゼンテーションは必須と考えています。

行政評価報告会における「区民評価委員会からの表彰」の場において、わかりやすいプレゼンテーションの事例をパワーポイントを使って、聴講している職員と共有していますが、今後も職員向けの研修や行政評価推進員への説明会など、様々な機会を捉えて区内へ周知していきます。

なお、追加の参考資料がある場合は、ヒアリング時に配付するよう徹底いたします。

イ 広報の工夫として、掲示の場所や対面報告などの検討【提言2】

- ① 足立区の広報戦略の認知度は区外で高まっており、大変評価できる。しかし、このままの路線を拡大していく方向性でよいのかは疑問が残る。

すなわち、目を引くようなポスターや広報誌の工夫はなされているが、それをどうすれば区民に届くか、手に取ってもらえるかのもう一步踏み込んだ工夫が少ないのではないかと思われる。作成したポスターや広報誌を生活者に密着した場所、例えば区内の病院、スーパー、保健センター、デパート、信金や銀行、郵便局、バス停など目につくところに掲載してはどうだろうか。

加えて、広報活動も単にメディアや媒体紙の活用のみではなく、対面的な広報を期待したい。例えば、学校内に関わる多くの事業に関しては、学校長や担任から直接保護者や子どもたちに保護者会や集会などの際に折に触れて数分程度区の事業について説明していただきたい。

- ② オリンピック・パラリンピックのDVDなど広報用に素晴らしい作品が作られており、その質の高さは素晴らしいが、それを実際に現場の方がどの程度活用されているのかは疑問が残る。学校に配布したのであれば、その後どのように活用されているのか必ずフォローを行っていただきたい。

また、学校のみでなく、DVDの内容に関連する地域スポーツ団体などにも普及・活用していただきたい。

⇒【提言2】に対する区の考え方・取組み

① 足立区のシティプロモーションの根幹の一つである「伝わる」広報物を制作する際には、目を引くデザインの考察や記載情報を整理するほか、効果的な配布先についても検討しており、区施設に加え、ご提言の信金や郵便局などでも配布や掲出にご協力をいただいています。生活者に密着した場所で広報物を展開することは重要なポイントであるため、今後も掲出できる場所を開拓するとともに、シティプロモーション研修を通じて効果的な配布方法とその重要性を職員に伝えるなど、対象者へ「届く」プロモーションに力を入れていきます。

また、対面的な広報も機会を捉えて行っていく必要があると考えます。例えば、提言にある「学校に関する事業」については、今年度中に策定予定の『教育振興ビジョン（区の教育施策の目的や目指す成果、具体的な取組みを体系的に整理したもの）』を活用し、学校長から保護者等に対して区の教育政策をさらにわかりやすく説明できるよう準備を進めます。

② オランダ連携事業のDVDについては、区立小中学校校長会を通じて、総合的な学習の時間などでインクルーシブ教育（障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方）等に活用していただくようお願いしています。活用方法については学校に一任していますが、今年度中にオリンピック・パラリンピック教育の研修会などを通じて、改めて教員への周知を図っていくことで、活用を促してまいります。

また、学校への配付に加え、J:COM東京で放映するほか、区ホームページ（動画 de あだち）に掲載し、広く区民に公開しています。

さらに、地域スポーツ団体や障がい者施設等が参加する、区内6ブロックの「地域スポーツミーティング」でもこれらの映像を定期的に上映し、障がい者スポーツの普及・啓発に活用していきます。

ウ 所管内での連携やお互いの事業内容の共有化【提言3】

事業評価を通して、縦割りの弊害を感じざる得ない場面に遭遇することが多かった。現在の子どもたちや親子が関わる問題は一つの所管で解決するには限界がある。横の連携がなされるだけで、お互いの負担感も減り、かつよりよい丁寧なサービスを提供できるのではないかと思われる。

ぜひ提案させていただきたいことは、所管内での事業内容の勉強会の開催である。お互いの事業をプレゼンテーションし、課題を共有化し、お互いどこが連携すればその課題が解決できるのかというようなことを話し合ってみてはいかがかと思われる。お互いの課題を洗い出し、今ある資源を最大限に活用することで、新たな方向性が見えてくるのではないだろうか。

⇒【提言3】に対する区の考え方・取組み

区が抱える課題は多岐に渡っています。例えば、子どもの貧困対策では、これまで各所管課で別々に実施していた事業を「未来へつなぐ あだちプロジェクト」として取りまとめ、施策や事業の全体像を明らかにすることで、縦割りの弊害に陥ることなく、部を超えた取組みを進めています。

足立ブランド企業の若手経営者たちによるひとり親家庭や児童養護施設などの子どもたちを対象とした「夏休みものづくり体験」は、区と企業だけでなく、関係所管課が横の連携を進めた一例です。

引き続き、関係所管課に横串を刺し、横断的・総合的に施策を推進しうるプラットフォームを構築することで、各課が抱える課題の解決に努めていきます。

エ 子どもや親、地域住民の参画を促す視点【提言4】

すべての事業に関して、ぜひサービスを受ける側である子どもや親、そして大学生を含む地域住民の参画を促していただきたい。国連子どもの権利委員会「最終見解」が2019年2月に報告され、子どもの意見表明を取り入れることの重要性が指摘されたが、身近な学童保育や放課後子ども教室、児童館などで子どもの意見を取り入れた企画やルール作りを積極的に進めてみてはどうだろうか。

⇒【提言4】に対する区の考え方・取組み

区では、多様化する区民ニーズを的確に把握するため、幅広い区民が区政に対して意見を述べ、参画することができる、より開かれた区政運営を推進しており、広報やSNSなどを通じて広く参画を促しています。

ご提言の「学童保育等での子どもの参画」に関しては、学童保育室や児童館における行事や遊び等において、児童の意見を取り入れたり、部分的に任せるなど、児童の自主性、社会性を培う取組みを進めています。今後も、子どもの視点を大切にすることで、子どもたちの意欲や自信へとつなげていきます。

(2) くらしと行財政分科会からの提言（概要）

ア 「区内刑法犯認知件数」減少に見る官民協働、協創の成果【提言5】

「No. 21 ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上）」の分科会でのヒアリングでは、「足立区総ぐるみ」「見せる防犯対策」といったキーワードに象徴されるように、区民が地域防犯の主役となって、犯罪の減少・撲滅に向けて努力していくことが、コミュニティの防犯力を強化させることになるとの考えを聞くことができた。

ただし、区がいくら必要性を訴え、音頭をとっても、区民がついてこなければ、成果はなかなか続かない。結果を維持するためには、ビューティフル・ウィンドウズ運動のように、環境美化や防犯活動に、区民自らが主体的に取り組めるよう、行政が仕組づくりやノウハウを提供することが必要である。

今回の刑法犯認知件数の減少という好結果を翌年以降継続させるためにも、防犯、環境美化、まちづくり等の各分野で、官民協働、そして協創の取組みのいっそうの拡大・普及が求められる。

⇒【提言5】に対する区の考え方・取組み

これまでも多くの地域で、町会・自治会、PTAなどで防犯の取組みをしていただいています。例えば、「見せる防犯」として、青パトを10台、地域の方々に貸し出しています。

また、犯罪が多発している地域には、区職員が出向き、町会・自治会の方々に対して防犯対策の講話を行うことで、区民の主体的な取組みを推進させ、さらなる刑法犯認知件数の減少に向け「足立区

総ぐるみ」で取り組んできました。

さらに、(仮称)六町駅前安全安心ステーションの開設にあたっては、令和2年1月から3月に「庭づくり」を中心としたワークショップを近隣の小学校や建設予定地にて開催し、施設のPRを行うなど、地域の方々を巻き込んだ取組みを進めています。

刑法犯認知件数の減少を継続していくためには、地域住民の自主的な防犯活動が欠かせません。今後も様々な機会を捉えて、地域の方々にノウハウを提供していくとともに、協働・協創の取組みを広げていきます。

イ 町会・自治会加入率アップに向けて一若者、単身、外国人世帯に向けた啓発【提言6】

「No. 49 町会・自治会の活性化支援」事業で、区が外国語版リーフレットを作成し配布したことは、外国人世帯の加入率アップのきっかけにはなるが、本来、加入促進活動を担うのは、町会・自治会であるはずである。区はあくまで団体のサポート役でしかない。リーフレットをどう活用し、加入メリットをどう訴えるか。町会・自治会には、新たな会員獲得のためのノウハウの蓄積・共有が必要となる。何よりも、当事者である町会・自治会が、変化しつつある地域コミュニティ、多様化する地域住民にどう向き合うかが、課題となる。地域の課題解決を「地域の力」で行うためにも、関連するNPOや大学、事業所や団体と町会・自治会とを結びつける区のコーディネート力が必要となる。

また、加入率という数字(量)ばかりに目が行きがちではあるが、令和新時代にふさわしい、新しい価値を有する町会・自治会(地縁団体)の先鋭的な取組み・活動内容(質)にも期待したい。

⇒【提言6】に対する区の考え方・取組み

東京都事業「プロボノプロジェクト」を活用して町自連が作製した「はじめての足立区町会・自治会」リーフレットの配布により、加入申込に一定の成果が出ていますが、直接、勧誘活動をする町会・自治会の方はコミュニケーションをとることに苦労されています。そこで、町会・自治会の主体的な勧誘活動を支援するため、令和2年度中に簡易的なマニュアルの作成や専門家による町会・自治会活動の活性化に向けた講演会の開催など、町自連と連携した取組みを進めていきます。

また、建築主等が住宅の事業計画等を提出した際に、入居者に町会・自治会への加入を促すように要請する条例を制定しました。入

居開始時に、町会・自治会が勧誘活動を行えるよう、当該条例について情報を提供していきます。

地域課題を解決していくためには、多様な主体が手を取り合い、それぞれの強みを発揮できる土台(=プラットフォーム)をつくる、そのためのコーディネート力が区職員に求められています。まだ一部ではありますが、NPOと連携している町会・自治会の事例紹介のほか、NPOの仲介をしている地域包括支援センターと連携するなど、区として町会・自治会とNPO等とを結びつけるための取組みを進めていきます。

ウ ヒアリング時の対応について【提言7】

評価のプロセスでは、事業ごとに、担当部局からのヒアリングが行われる。1事業あたり、質疑応答も含めて20分程度の時間となっており、この間、原則として、区民評価委員4名全員からの質問がある。質問への回答は、担当課長が行うケースが主であるが、時として、別の職員が対応するケースもある。

しかし、10人をこえるメンバーで入室するも、1人の担当者以外他の者は話すことなく、無言のまま退出していくケース。また、おそらく担当であるがゆえ、義務的に出席し、時折関心のなさそうなそぶりを見せる者がいるケースなど、多くの職員が入室する意図がわからないという場合も少なくない。

対面する人数の多さに圧倒され、区民委員が気軽に質問しづらいという問題もある。区民委員が3名程度(学識者を除く)ということをつまえば、たとえば、1事業3~4名以内など、人数を絞って行ってみてはどうだろうか。区民評価業務の核ともいえるヒアリングであるが、発問者は、議員や専門家ではなく、あくまで一般の区民である。ヒアリングの場の雰囲気づくりにも工夫が求められる。

⇒【提言7】に対する区の考え方・取組み

令和2年度の区民評価業務においては、ヒアリングへの出席予定者を事務局で把握し、出席者は説明に不可欠な人数に限定するとともに、出席職員の当事者意識を促すことで、ヒアリングの場の雰囲気づくりに努めていきます。

また、区民評価業務での議論を学ぶために入室している職員については、事前にその旨を委員にご説明したうえで、傍聴席を設けるなどの配慮をしていきます。

(3) まちと行財政分科会からの提言（概要）

ア 積極性・チャレンジ精神【提言8】

いずれの部署もプレゼンテーション力が向上し、区民評価の場において活発なやりとりにつながっている。区民評価を受けて、次に何にチャレンジするかという姿勢があると、好循環が生まれ、それが成果につながり、だからこそプレゼンテーションにも積極性が現れるという傾向にあるのではないか。こうした循環こそがP D C Aサイクルの実効性につながる。

当分科会としては、必ずしも毎回同じ尺度で評価に臨んでいるというわけではない。今回の評価の特徴であるが、従来、高い評価を獲得してきたプロジェクトが、さらにステップアップしていくために、敢えて今後の方向性という点で、より高次の視点から評価した。このことがますます各部署の積極性を促し、P D C Aサイクルの実効性につながり、事業の発展となっていくことを願っている。

⇒【提言8】に対する区の考え方・取組み

区といたしましても、行政評価を単なる評価で終わらせることなく、P D C Aサイクルのチェック（評価）をどのようにアクション（改善）につなげていくのかを重視しています。今後とも、事業の成熟度により多面的な評価をいただくことで、事業改善によるステップアップへと繋げていきます。

イ 「協創」を根付かせるために【提言9】

それぞれのプロジェクトが、さらにステップアップしていくために、「協創」を意識して、前向きに取り組んで行くことが必要である。協創を実現する具体的な「場」と取り組み方という角度から考えてみると、「協創」の種は、どのプロジェクトにもこころがっている。こうした種を生かして具体的な協創プロジェクトを育てていくことにより、「協創」が根付いていくのではないか。

とすれば、各プロジェクトとも「協創」という観点から、それにふさわしい活動指標、成果指標を一つでも掲げてみるということを考えてみてもいいのかもしれない。

⇒【提言9】に対する区の考え方・取組み

ご提言のとおり、協創の種は区のあらゆる事業に存在すると認識しており、こうした観点から、職員に対する協創の理解促進のため

の研修などを実施しています。

一方で、協創の理念が市内や区民に浸透しきっていないという評価をいただいています。各協創プロジェクトにおいて、協創を推進していくための指標として、何が基準となるのかを探っているのが現状ではありますが、2年間運営してきた子どもの未来プラットフォームや空き家利活用プラットフォームでは、開設された子ども食堂の件数や利活用物件数、空き家相談件数など、成果の見える化を図っています。他のプラットフォーム（健康・環境等）でも、活動指標として多様な主体の参加数やプラットフォーム実施回数を、成果指標としてアクションプラン作成数や活動実行数などが、指標となりえるか検討していきます。

ウ 「協創」を支える区外の人材、ニーズを取り込む【提言10】

東京オリンピック・パラリンピックがいよいよ来年に迫っている。当分科会の重点事業においては、オリパラのレガシーという観点から、一部「No.56 シティプロモーション事業」などで触れられてはきたが、全体としては、けっして明示的に取り組まれてきたわけではない。

しかし、この課題を、「オリパラを契機として、区外、海外の足立区ファンを増やし、足立区ファンにアピールする」ことと受け止める、つまり、いかに足立区の魅力を高めていくか、そのために観光の振興、創業・起業の受け入れ、交流人口の増大ということと捉えると、個々の重点プロジェクトにも、今こそ、今から取り組むべき課題があるのではないか。

具体的には、インバウンドの流れを定着させる、そのために市内の連携をさらに強め、そして区民との協創を促していく、そのような方向でそれぞれのプロジェクトを育てていくことはできないか。足立区は、四苦八苦するまでもなく、「多様な人材」が集まる立地である。そうであるなら、単に、このまま流れに任せるのではなく、前向きに協創の人材と捉えて、あるいは協創の人材に育てるために、個々の重点プロジェクトの課題、果たすべき役割ということを考えてみてはどうか。そして、足立区の魅力をアピールしていくことに、それぞれのプロジェクトがさらに積極的に取り組んでいく必要があるのではないか。

⇒【提言10】に対する区の考え方・取組み

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の開催は、足立区の魅力を高め、発展していく最大の好機と考えます。

区では、区長を本部長としたオリンピック・パラリンピック準備本部を設置するとともに、関連する事業を推進するため、「スポーツ・健康」「文化・教育」「まちづくり・防犯・防災」「経済・観光」「広報・広聴」の5つの専門部会を立ち上げました。

各部会では、東京 2020 大会に向けた事業の検討や、各関連事業の進捗管理を行います。また、庁内連携により横断的に事業を進め、さらに事業の見える化を図ることで、区の魅力をアピールすべく積極的に事業を展開していきます。

また、区民や事業者から東京 2020 大会の機運醸成やレガシー創出に資する提案を募る「東京 2020 大会記念協創提案型事業」を実施します。提案の募集、採択を経て、令和 2 年度からまちの中で様々な活動が始まります。これにより、区内外の多様な人材・資源と協創し、新たな価値や仕組みを生み出していきます。さらに、提案事業と平行して行う協創プラットフォームの運営でも、区内外からの協創人材を巻き込み、その思いを具体的に実行できるチームビルドに努めていきます。提言にありますインバウンド対応や観光への魅力発信、起業家・イノベーターの育成は、立地特性をさらに活かしつつ、協創の理念のもと、庁内のみならず産学公金言士の多様な連携により取り組んでいきます。

2 「一般事務事業に関する評価意見」に対する区の考え方・取組み

一般事務事業について、一般事務事業見直し分科会からの評価意見（要旨）とそれに対する区の考え方・取組みは、以下のとおりです。

（1）総括意見（要旨）

ア 事業内容の「質」、「効果」のさらなる向上について

【評価意見】

- 区が直轄で行っている事業と委託している事業の役割を明確化するとともに、複数団体に委託している場合は事業の標準化を検討して欲しい。
- 事業の委託後も、実施されている事業の質が本来の委託の目的に合っているかを定期的を確認して欲しい。事業内容の「質」と「効果」が十分に精査されれば、行政と他の多様な主体との緩やかな結びつきによる「協創」が望ましい事業分野も、いっそう明確になることが期待できる。

※直営児童施設運営事業、地域団体活動支援事業

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・同じ事業を行う場合でも、直営であるメリットを生かした事業を実施するとともに、委託に関しても同レベルの事業展開が図れるよう、仕様書やマニュアルの整備・研修内容の充実を通じて、事業の標準化を目指します。委託事業の事後評価については、指定管理業務等、一部の事業で第三者評価を行っておりますが、その他の事業についても毎年の事務事業評価の中で、区が事業の実施状況を確認するとともに、「質」と「効果」に関する検証を行います。

イ 効果的な事業周知のあり方について

【評価意見】

- 広報やSNSを活用し、一定水準の事業周知が行われているが、さらに効果的な事業周知を行うための工夫が必要である。対象者が特定の世帯、団体等である場合には、広く事業周知を行うよりは、対象者をもれなくリストアップし、より直接的に働きかける方が有効である。
- サービス利用を検討する区民の目線に立ったとき、事業内容の説明がわかりにくいと判断された事業もあったため、他の事業との相違点など、区民が知りたい情報を、簡潔・明確に伝える説明や資料提供を行って欲しい。

※地域団体活動支援事業、産業振興ホールの利用促進事業、集団回収支援事業、あだち子育て応援隊事業

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・事業の周知方法については、一定水準で実施されているとの評価をいただきましたが、引き続き、様々な媒体を活用するとともに、直接的な働きかけも含め、対象者に応じた手法でより効果的な事業周知を行っていきます。また、利用者の目線に立った分かりやすい資料作成と伝え方について検討していきます。

ウ 予算要求の精度の向上について

【評価意見】

- いくつかの事業で、当初予算額と決算額との間に、大きな乖離が見られた。PDCAサイクルの繰り返しにより、区民評価が該当する Check(評価)に対応する Action(改善)を行い、次年度予算への反映、予算の精度を上げていくことが望まれる。
- 事務事業の活動量・活動成果を測る指標の目標値設定が粗い事業があった。目標値の設定が丁寧に行われていなければ、実績値との乖離と達成率の低下が引き起こされる。区民評価が有効に機能するためにも、丁寧な目標値設定が望まれる。

※家族介護慰労事業、育成医療事業、あだち子育て応援隊事業

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・次年度予算への反映にあたっては、過去の実績や対象者数等を正確に把握することにより、できる限り決算額との乖離が大きくなるないように努めます。ただし、やむを得ず乖離が生じた場合には、その理由を調書に記載する等、適切な説明を行っていきます。また、指標における丁寧な目標値の設定についても、過去の実績値も参照しつつ、より適切な数値を設定するように心がけていきます。

(2) 視点別評価結果 (要旨)

ア 事業の必要性について

【評価意見】

- 災害備蓄の管理運営事業ほか4事業が法令に基づくもの、又は区民等の生命や安全の維持に不可欠である、豊かな区民生活に寄与するものとして必要性が認められる。
- そのほか6の事業についても、子育てや介護、児童・生徒の自己肯定感向上に寄与し、一定の必要性が認められる。

⇒ **【評価意見】に対する区の方考え方・取組み**

- ・区民ニーズを的確に把握し、必要とされる事業を今後も実施していきます。また、法制度等による事業については、適切な事業の実施に努めていきます。

⇒ **主な個別事業の取組み**

◆ **「集団回収支援事業」(環境部 ごみ減量推進課)**

本事業を実施することにより、行政回収を行う場合に比較して経費削減の効果があるため、本事業をより一層周知するとともに、実施団体の拡大を図っていきます。

◆ **「家族介護慰労事業」(福祉部 介護保険課)**

本事業は、一般的には介護保険サービスを十分利用していただいたうえで、なお諸事情により介護保険サービスを利用していないご家族があることに配慮した事業であります。今後も引き続き、介護保険サービスの利用をご案内するとともに、必要に応じて地域包括支援センターなどの適切な相談窓口につなげていきます。

イ 事業手法の妥当性について

【評価意見】

- 育成医療事業ほか2事業が、関係機関と連携して事業を進めている点や区民要望に応じているという点から、事業手法は妥当であると評価した。
- 直営児童施設運営事業ほか2事業については、役割分担のあり方や活動状況のばらつきなどに課題があり、事業手法の見直しが求められる。

⇒ **【評価意見】に対する区の方考え方・取組み**

- ・評価の低かった事業については、より効果的に事業を実施できるよう、事業手法の見直しを図っていきます。また、その他の事業についても、より良い事業手法を模索していきます。

⇒ **主な個別事業の取組み**

◆ **「直営児童施設運営事業」(地域のちから推進部 住区推進課)**

区内唯一の直営児童館として、乳幼児や児童の健全な育成に貢献する様々なイベントを開催し、多世代と交流できる場を提供していきます。また、基幹住区センターとして、他の住区センター向けの研修を開催し、内容を充実させていきます。

◆ **「地域団体活動支援事業」(地域のちから推進部 スポーツ振興課)**

参加人数のばらつきについて、これまではクラブハウスが入っている施設や事業の会場となる施設でのチラシ・ポスター掲

示が主な周知方法でしたが、各事業の参加者のカテゴリーに分けて参加者募集を行う等、募集方法を工夫し、各クラブへの新規参加者獲得に向けた取組みを指導していきます。

ウ 受益者負担の適切さについて

【評価意見】

- 11事業中、受益者負担が必要とされる4事業について評価を行った。幼児発達支援室運営事業と育成医療事業については、受益者負担は十分適切であり、産業振興ホールの利用促進事業とあだち子育て応援隊事業については、概ね適切であると判断した。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・今回は全ての事業において概ね適切である以上の評価をいただきましたが、今後も、受益者負担の設定が必要な事業については、適切な基準等を検討していきます。

エ 事業の周知度について

【評価意見】

- 11事業中、幼児発達支援室運営事業と育成医療事業については効果的な広報活動を行っており、周知度は高いと評価した。
- 一方で、多くの事業について、一定の周知度は認められるとしたが、事業によっては対象者をしぼった働きかけが必要であるものや、企業等に対して直接的、積極的なアプローチをさらに強める必要があると判断した。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・引き続き、広報やホームページ、SNS等を活用し、様々な手段で情報を発信していきます。
- ・また、区民評価の意見を参考にしながら、より効果的な情報提供に努めるための手法について検討していきます。

⇒ 主な個別事業の取組み

◆「集団回収支援事業」（環境部 ごみ減量推進課）

集合住宅や町会、子ども会の新規開拓にあたっては、住宅課からマンションの一覧を取得する等により、新規や未登録の団体を把握した上で、個別にアプローチをしていきます。

◆「あだち子育て応援隊事業」（子ども家庭部 こども家庭支援課）

「子ども預かり・送迎支援事業」と「あだちファミリー・サポート・センター事業」について、チラシを作成する際に両制度の相違に関する記事を掲載するほか、ホームページなどにおいても両制度の比較に関する記事を掲載していきます。

オ 補助金等の有効性について

【評価意見】

- 全事業について、事業の性格上、補助金を支給するものではないと判断した。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・評価対象事業はありませんでしたが、引き続き補助事業等については、実績や効果等が検証できる資料や数値の確認を行い、その有効性を評価した上で、適切な支出を行っていきます。

カ 予算計上の妥当性について

【評価意見】

- 多くの事業について、概ね妥当性をもった予算を計上していると判断できるが、家族介護慰労事業ほか2事業については、予算計上方法の見直し、あるいはより一層の工夫が必要である。

⇒【評価意見】に対する区の考え方・取組み

- ・予算規模の適正化を図り、妥当性のある予算計上に努めていきます。社会経済情勢や区民ニーズの変化を的確に把握し、事業等の必要性の有無や規模の適正さを積極的に見直すことで、財源や人材の効率的な配分を進め、区民が真に必要なとする事業への重点化を図っていきます。

⇒ 主な個別事業の取組み

◆「地域団体活動支援事業」(地域のちから推進部 スポーツ振興課)

補助金との線引きが曖昧であるという点について、各事業ごとに「仕様書」を定め、区が求める委託内容を明確に事前提示した上で、クラブからの提示額を精査し、委託していきます。

◆「家族介護慰労事業」(福祉部 介護保険課)

令和元年度に行う高齢者等実態調査を通じて、家族介護や介護保険サービスの利用の状況を把握したうえで、必要な対応を検討していくとともに、予算も実績や実態に考慮した額を計上していきます。

◆「あだち子育て応援隊事業」(子ども家庭部 こども家庭支援課)

予算計上及び指標の設定については、令和元年度の執行状況を踏まえて、精査をしていきます。当該事業に含まれる「産前・産後家事支援事業」の指標については、令和2年度より追加する方向で進めていきます。